

DAZN for docomo ご利用規約

株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）は、この DAZN for docomo ご利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより「DAZN for docomo」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第 1 条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第 2 条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定める通りとします。

- (1) 本サービス：当社が「DAZN for docomo」との名称で提供するサービスで、本サービス契約者に対する本ライセンスの付与、およびこれに付随する各機能の提供を内容とするもの
- (2) 本サービス契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約
- (3) 本サービス契約者：当社との間で本サービス契約を締結した者
- (4) 本サービス利用料：本サービスの利用の対価
- (5) 本ライセンス：本サービス契約に基づき当社が本サービス契約者に対して付与するもので、本サービス利用料を支払うほかは、対象サービス提供者への別途の料金の支払いを要することなく、対象サービスを対象サービス利用契約に基づき、日本国内において本サービス契約の契約期間中継続的に利用することができる権利
- (6) 対象コンテンツ：対象サービスにおいて配信される、スポーツイベント（生中継およびオンデマンド）の映像およびスポーツイベントのハイライト映像その他の関連コンテンツ
- (7) 対象サービス：対象サービス提供者が「DAZN」との名称（対象サービス提供者がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします）で提供する、対象コンテンツの閲覧（一部を除きストリーミング配信となります）およびその閲覧の前提となる利用言語、利用端末、利用者情報等の各種情報の設定・登録を可能とする各種機能の提供（対象サービスアプリの提供を含みます）を内容とするサービス
- (8) 対象サービスアプリ：対象サービスで提供される各種機能の利用を可能とする、対象サービス専用のアプリケーションソフトウェア

(9) 対象サービス提供者：DAZN Limited（英国法人）

(10) 対象サービス利用契約：本サービス契約者が対象サービス提供者から対象サービスの提供を受けるための契約で、対象サービス提供者が別途定める「NTT ドコモとの契約の一環として提供される DAZN サービスに適用される利用規約」（対象サービス提供者がその規約の名称を変更した場合は、変更後の規約の名称とし、以下「DAZN 利用規約」といいます）に基づき本サービス契約者と対象サービス提供者との間で締結される契約

第 3 条（本サービスの内容）

1. 当社は、本規約に基づき、本サービス契約者に対して本ライセンスを付与します。
2. 本サービス契約者が、前項に基づき付与された本ライセンスを利用して、対象サービス提供者から対象サービスの提供を受けるためには、当社所定の手続に従い、DAZN 利用規約に基づき対象サービス提供者との間で対象サービス利用契約を締結することが必要です。なお、対象サービス利用契約は、本サービス契約者と対象サービス提供者との間で直接成立するものであり、当社は、本サービス契約者と対象サービス提供者との間の対象サービス利用契約に関する事項については責任を負いません。
3. 本サービスおよび本サービスを通じた対象サービスのご利用には、次の各号のお客さまに限りご利用になれます。
 - (1) ドコモと 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款または FOMA サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）に基づく回線契約（ただし、当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home 5G）」に規定する home 5G プランに係るものを除き、以下「対象回線契約」といいます。）および sp モード契約を締結しているお客さま（以下「sp モード契約者」といいます。）
 - (2) ドコモと対象回線契約を締結しているお客さまのうち、ドコモが別に定める「d アカウント規約」又は「ビジネス d アカウント規約」（以下「d アカウント規約」といいます。）に基づきドコモが発行したドコモ回線 d アカウント又はドコモ回線ビジネス d アカウント（ドコモ回線 d アカウント（home 5G 等）およびドコモ回線ビジネス d アカウント（home 5G 等）を除き、以下「ドコモ回線 d アカウント」といいます。）をお持ちのお客さま（sp モード契約者と総称して、以下「ドコモ回線契約者」といいます。）
 - (3) ドコモ回線契約者以外のお客さま（以下「非回線契約者」といいます）のうち、d アカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリー d アカウント（以下「キャリアフリー d アカウント」といい、ドコモ回線 d アカウントと併せて以下「d アカウント」といいます）の ID およびパスワード（ドコモ回線 d アカウントの ID およびパスワードと併せて以下「d アカウント等」といいます）をお持ちのお客さま

4. 本サービスおよび本サービスを通じた対象サービスのご利用には、本サービスに対応した機器（以下「対応デバイス」といいます）が必要です。なお、対応デバイスであっても、機種によっては一部の機能をご利用いただけない場合があります。また、本ライセンスを利用して提供を受けることができる対象サービス（対象コンテンツを含みます）は、本サービス契約者にあらかじめ通知されることなく、対象サービス提供者により、その内容および仕様が変更され、それらの提供が停止または中止される場合があります。
5. 本サービス、対象サービス（対象サービスアプリおよび対象コンテンツを含みます）にかかる著作権その他の知的財産権等のすべての権利は当社、対象サービス提供者または対象コンテンツの権利を有する第三者（以下「ライセンスホルダー」といいます）に帰属するものとし、第 1 項に基づく当社による本ライセンスの付与および第 2 項に基づく対象サービス提供者による対象サービスの提供は、本サービス契約者に対していかなる権利の譲渡または移転を認めるものではありません。
6. 本規約と DAZN 利用規約との間に齟齬、矛盾が生じたときは、本規約が優先的に適用されるものとします。

第 4 条（利用契約の成立等）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、本サービス契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、本サービス契約の申込み（本ライセンスを利用した対象サービスの利用に関する申込みを含みます）について法定代理人（親権者または未成年後見人）の事前の同意を得るものとします。
2. 申込者が非ドコモ回線契約者である場合は、前項の申込みにあたり、本サービス利用料のお支払いに利用するクレジットカード（以下「本サービス決済用カード」といいます）を当社に届け出る必要があります。なお、本サービス決済用カードは、当社が別途指定する種類のクレジットカードであり、かつ、申込者本人の名義のものに限ります。また、非ドコモ回線契約者は、本サービス決済用カードについて、以下の各号の事項に同意するものとします。
 - (1) 本サービス決済用カードの変更を希望する場合、当社が別に定める方法により変更の届出を行うものとし、かかる変更がなされない限り、本サービス利用料は、毎月、届け出のあった本サービス決済用カードによりお支払いいただくこと。
 - (2) 本サービス決済用カードの会員番号または有効期間に変更または更新があった場合、当社が別に定める方法により届け出ること。
 - (3) 本サービス決済用カードは、当社が別に指定する他の月額料金制のサービス（以下「特定サービス」といいます）のご利用料金のお支払いに利用いただくクレジットカードと同一とする必要があること。

- (4) 本サービスに関して届け出た本サービス決済用カードが過去に特定サービスに関して届け出たクレジットカードと異なる場合、以降、当該特定サービスのご利用料金についても、本サービスに関して届け出た本サービス決済用カードによりお支払いいただくこと。
 - (5) 特定サービスに関して届け出たクレジットカードが、過去に本サービスに関して届け出た本サービス決済用カードと異なる場合、以降、本サービス決済用カードは当該クレジットカードに自動的に変更されること。
 - (6) 当社が本サービス決済用カードの情報を特定サービス以外の当社のサービスにおいても利用する場合があること。
 - (7) クレジットカード会社との間の会員契約に基づき本サービス決済用カードを利用すること。
3. 当社は、本規約に基づく申込者からの申込みを受けた場合、審査の上、当社所定の方法により申込みに対する諾否を通知します。当社が承諾の通知を行った時点で申込者と当社との間に当該申込みにかかる本サービス契約が成立し、その効力を生じます。なお、当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 第3条第3項に定めるdアカウント等をお持ちでない申込者による申込みの場合
 - (2) 非ドコモ回線契約者による本サービス契約の申込みであり、かつ、本サービス決済用カードにつき本サービス利用料の決済への利用についてクレジットカード会社の承認を得られない場合
 - (3) ドコモ回線契約者がFOMA契約等とXi契約等と5G契約（当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home 5G）」に規定するhome 5Gプランに係るものを除き、以下「FOMA/Xi/5G契約」といいます。）について利用停止中、利用休止中、電話番号保管中など、当社が別に定める状態で申込まれた場合
 - (4) 申込者が、当社により本サービスの利用を停止され、または本サービス契約を解約されたことがある場合
 - (5) 本サービス契約の申込内容もしくは届出内容に不足もしくは不備があり、もしくは虚偽の内容が含まれる場合、またはそれらのおそれがある場合
 - (6) 申込者が過去に本規約、dアカウント規約もしくはDAZN利用規約（以下総称して「本規約等」といいます）のいずれかに違反したことがあるまたは違反したおそれがある場合
 - (7) 過去に本規約等のいずれかに違反したことがあるまたは違反したおそれがあるdアカウント、当社の契約回線、または対応デバイスにより申込者が本サービスを利用しようとした場合
 - (8) 申込者が本規約等のいずれかに違反するおそれがある場合
 - (9) 申込者が本サービス利用料その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含み、以下同じとします）のお支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (10) その他当社が不適切と判断した場合

第 5 条（解約）

1. 本サービス契約者は、当社が別に定める方法で解約の申込みをすることにより、いつでも本サービス契約を解約できます。
2. 次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は本サービス契約者へ通知をすることなく、本サービス契約を解約できるものとします。
 - (1) 本サービス契約の申込内容が事実と反していることが判明した場合
 - (2) 本サービス利用料その他の当社に対する債務をその支払期限を経過してもなおお支払いいただけない場合（本サービス利用料に係る当社の債権を請求事業者（第 12 条に定義します）に譲渡した場合であって、同社へのお支払いがないときを含みます）
 - (3) 非ドコモ回線契約者である本サービス契約者について、本サービス決済用カードで本サービス利用料の支払いができない状態となった場合（本サービス決済用カードの会員資格を喪失し、または本サービス決済用カードの利用にかかる本サービス契約者とクレジットカード会社との間の契約が終了した場合、本サービス決済用カードの利用が停止された場合、本サービス決済用カードの会員番号や有効期限に変更または更新があり、変更・更新手続きが行われなかった場合（当社がクレジットカード会社から連絡を受けた場合を除きます）など）
 - (4) 当社の業務の遂行に支障をおよぼすおそれのある行為を行ったことが判明した場合
 - (5) 本規約等のいずれかに違反した場合
 - (6) その他当社が不適切と判断する行為を行ったことが判明した場合
3. 次の各号のいずれかに該当した場合、本サービス契約は自動的に終了します。
 - (1) 本サービス契約者がドコモ回線契約者の場合において、ドコモ回線 d アカウント ID が失効した場合
 - (2) 本サービス契約者が非ドコモ回線契約者の場合において、キャリアフリー d アカウント ID が失効した場合
 - (3) 本サービスまたは対象サービスの全部が廃止となった場合
4. 非ドコモ回線契約者である本サービス契約者について、本サービス決済用カードにかかるクレジットカード会社が実施するクレジットカードの有効性判定(以下「オーソリゼーション」といいます)の結果、当該本サービス決済用カードの有効性が確認できない場合、当該オーソリゼーションが実施された前月末日に本サービス契約は解約されたものとみなします。
5. 第 3 項の規定にかかわらず、ドコモ回線契約者である本サービス契約者が FOMA/Xi/5G 契約を解約される場合、解約時に当社が別に定める方法に従い、以下のすべての条件を満たされた場合には、本サービス契約は終了せず、引き続き非ドコモ回線契約者として本サービスをご利用いただけます。なお、この場合において、FOMA/Xi/5G 契約の終了以降の本サービスのご利用には、キ

キャリアフリーd アカウントが必要になります。FOMA/Xi/5G 契約の解約に伴い、本サービス契約者が保有していたドコモ回線 d アカウント（ビジネス d アカウントは除きます。）は原則として特段の手続きを要せず、キャリアフリーd アカウントに自動移行し、そのままご利用いただけますが、例外的に、本サービス契約者のドコモ回線 d アカウントの ID が電話番号形式、@docomo.ne.jp 形式のメールアドレスまたは自由文字列形式の場合には、別途 d アカウント規約に定めるキャリアフリーd アカウントへの移行のお申込みを行っていただく必要があります。

- (1) 本サービス契約の継続を希望されること。
 - (2) 本サービス決済用カードを届け出ること。
 - (3) 届出のあった本サービス決済用カードを本サービス利用料の決済に利用することについて、当社がクレジットカード会社の承認を得られたこと。
6. 非ドコモ回線契約者である本サービス契約者が FOMA/Xi/5G 契約を締結し、ドコモ回線契約者となった場合、本サービス契約者は、キャリアフリーd アカウントに関する登録情報に契約回線にかかる電話番号を追加する当社所定の手続（以下「電話番号登録」といいます）を行うことにより、本サービス契約者がご利用のキャリアフリーd アカウントのドコモ回線 d アカウントへの移行をお申込みいただくことができます。この場合、キャリアフリーd アカウントのお申込み時等にご登録いただいた本サービス契約者に関する情報は、ドコモ回線 d アカウントに関するご登録情報として引き継がれますので、本サービス契約は終了せず、引き続きドコモ回線契約者として移行後のドコモ回線 d アカウントにより本サービスをご利用いただくことができます。
7. 前二項の規定に従い本サービスを引き続きご利用いただく場合、当該契約種別の変更後における本サービス利用料については、第 10 条第 7 項の定めるところに従い変更されるものとします。
8. 本サービス契約が第 1 項乃至第 4 項の定めるところにより終了した場合、当該終了をもって自動的に対象サービス利用契約も終了するものとします。

第 6 条（禁止事項）

本サービス契約者は、本サービスおよび本サービスを通じた対象サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の知的財産権、プライバシーその他の権利もしくは利益を侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
- (2) 当社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為
- (3) 当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為またはそれらのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為またはそれらのおそれのある行為

- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為もしくは法令に違反する行為またはそれらのおそれのある行為
- (6) 本サービスもしくは対象サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社もしくは対象サービス提供者による本サービスもしくは対象サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスもしくは対象サービス提供者による対象サービスの提供に支障を与え、もしくはその運用を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスもしくは対象サービスを通じて、または本サービスもしくは対象サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為またはそれらのおそれのある行為
- (8) 対象サービスを日本国外で利用する行為
- (9) d アカウント等を不正に使用する行為
- (10) 本サービスまたは対象サービス（対象サービスアプリおよび対象コンテンツを含み、以下本条において同じとします）について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、対象サービスを第 3 条に定める範囲を超えて利用し、または使用する行為
- (11) 本サービスまたは対象サービスについて、改変もしくは改ざんを行い、または逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）を行う行為
- (12) 本サービスまたは対象サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、または変更する行為
- (13) 第三者に対し本ライセンスの配布、再販売、貸与等をする行為、その他対象サービスを商業目的で利用または私的使用の範囲を超えて利用する行為
- (14) その他本規約または DAZN 利用規約に違反する態様により対象サービスを利用し、または使用する行為
- (15) その他当社が不適切と判断する行為

第 7 条（対象サービスの利用条件等）

1. 対象サービスのご利用には、対象サービス提供者所定の、インターネット接続環境および所定のスペックを有する通信機器、ソフトウェア（対象サービスアプリを含み、以下同じとします）その他これらに付随する機器が必要となります。本サービス契約者は、これらの接続環境・通信機器・ソフトウェアのすべてについて、自己の責任と費用において準備および設定するものとします。

2. 対象サービスの利用は、対象サービス提供者所定の登録が完了した対応デバイス（対象サービス提供者所定の台数に限ります）によりご利用いただけます。本サービス契約者が対象サービス利用契約の成立後最初に対象サービスに接続した対応デバイスは、対象サービスをご利用いただける登録端末（以下「登録端末」といいます）として自動的に登録されます。本サービス契約者は、対象サービス提供者所定の方法により、登録端末の変更、追加登録、登録削除を行うことができます。登録端末の変更または追加登録の際には、新たに登録しようとする対応デバイスから設定する必要があります。なお、登録中の対応デバイスの所持者から申出があった場合、当社は当該機器を登録端末の登録から削除することがあります。
3. 前項に定める他、対象サービスのご利用条件については DAZN 利用規約の定めるところによるものとし、当社は、対象サービスについて、動作保証、品質保証を含め、その正確性、有用性、完全性、即時性その他対象サービス提供の継続等について保証しません。また、対象サービスの利用もしくは利用できなかったことに関して本サービス契約者に損害が生じたとしても、当社は責任を負いません。

第 8 条（アカウント情報登録）

1. 本サービス契約者は、対象サービスの利用にあたり、対象サービス提供者に対し、本サービス契約者の氏名およびメールアドレス（以下「アカウント情報」といいます）を登録する必要があります。これは、対象サービス提供者がライセンスホルダーから対象コンテンツに係るライセンスを受けるにあたり、ライセンスホルダーより対象サービス提供者に対して義務付けられた対象コンテンツの視聴者に関する情報の管理を目的とします。
2. 対象サービス提供者は、ライセンスホルダーから求めがあった場合、当該ライセンスホルダーに対しアカウント情報を提供する場合があり、本サービス契約者はこれを承諾するものとします。
3. 前各項に定める他、対象サービス提供者は、対象サービス提供者が定める当社との契約の一環として提供される DAZN サービスに適用される「プライバシーポリシー及び同意書」（名称が変更された場合は変更後の名称を指し、以下「DAZN プライバシーポリシー」といいます）に基づき本サービス契約者に関する情報（本規約に基づき当社が対象サービス提供者に提供する情報を含みます）を取得し、利用します。本サービス契約者は、アカウント情報登録時に示される DAZN プライバシーポリシーの内容を承諾するとともに、対象サービス提供者による本条に定める内容を含む本サービス契約者に関する情報の取扱いについては、本サービス契約者は、対象サービス提供者に直接問い合わせるものとします。

第 9 条（認証等）

1. 本サービス契約者による本サービスおよび対象サービスのご利用に際して、当社は次の各号に定める方法のうち当社が指定する方法により本サービス契約者を認証します。認証ができない場合、本サービス契約者は本サービスおよび対象サービスを利用できません。なお、d アカウント等のご利用条件は d アカウント規約に定めるところによります。
 - (1) ドコモ回線契約者の場合
 - (i) ドコモ回線 d アカウントの ID およびパスワードにより認証する方法
 - (ii) 本サービスおよび対象サービスご利用時に利用する契約回線を認証する方法（本サービス契約者が sp モード契約者である場合であって、sp モードを利用してアクセスされた場合。または利用登録者が 5G 契約者である場合であって、当社が別に定める「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「ahamo インターネット接続サービス」もしくは当社が別に定める「irumo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「irumo インターネット接続サービス」を利用してアクセスされた場合。）
 - (iii) 上記 (i) または (ii) の認証がなされた際に当社が管理するサーバーから発行された Cookie により認証する方法
 - (2) 非ドコモ回線契約者の場合
 - (i) キャリアフリー d アカウントの ID およびパスワードにより認証する方法
 - (ii) 上記 (i) の認証がなされた際に当社が管理するサーバーから発行された Cookie により認証する方法
2. 第 1 項の定めにかかわらず、本サービス契約者が第 7 条第 2 項に基づき登録設定が完了した登録端末により対象コンテンツを視聴する場合には、対象サービス提供者が管理するサーバーから発行された Cookie により対象サービス提供者が認証する場合があるものとし、この場合には、登録端末の登録が変更されない限り、第 1 項に基づく当社による認証を要しません。
3. 第 1 項または前項のいずれかの方法で認証された場合、当社および対象サービス提供者は本サービス契約者本人の利用とみなすことができるものとします。
4. 本サービス契約者は、UIM カード（sp モード契約者の場合）、d アカウント等およびそれらを入力したことのある対応デバイスならびに第 1 項第 1 号 (ii) および第 2 号 (ii) ならびに第 3 項に定める Cookie が保存されている対応デバイス（以下総称して「認証キー」といいます）を厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証キーの管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、本サービス契約者が責任を負い、当社は責任を負いません。

第 10 条（本サービス利用料）

1. 本サービス利用料は、以下に定める本サービス契約者の契約種別（以下「契約種別」といいます）毎に、以下に定める料金を適用するものとします。月額利用料は日割り計算をしませんので、月途

中に本サービス契約が成立または終了した場合でも、1 か月分の月額利用料がかかります。なお、以下(a)の 2022 年 4 月 17 日以前に本サービス契約を締結された方及び以下(b)の 2022 年 4 月 18 日以降 2023 年 2 月 13 日以前に本サービス契約を締結された方が本サービス契約を解約され、2023 年 2 月 14 日以降に再度本サービス契約を締結された場合は、(c)に記載の月額利用料が適用されます。ただし、当社は、対象サービス提供者による対象サービスの提供価格が改定された場合その他当社が適当と判断した場合（本規約第 17 条の規定で認められる範囲に限ります）本サービス利用料を改定する場合があります。この場合、当社は、本規約第 17 条の規定に従って、本規約を変更します。

(a) 2022 年 4 月 17 日以前に本サービス契約を締結された場合：月額 3,000 円（税込）

(b) 2022 年 4 月 18 日以降 2023 年 2 月 13 日以前に本サービス契約を締結された場合：月額 3,150 円（税込）

(c) 2023 年 2 月 14 日以降に本サービス契約を締結された場合：月額 4,200 円（税込）

2. 本サービス契約者が、当社が「Lemino プレミアム」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします）で提供するサービス（以下「Lemino プレミアム」といいます）の利用に関する契約を締結している場合（ただし、Lemino プレミアムに関する当社所定の無料特典の適用期間中でない場合に限ります）、当社は、第 11 条に基づく本サービスの初回無料特典の適用期間満了日以降発生する、前項各号に定める料金からそれぞれ月額 220 円（税込）を割引くものとします。ただし、「Lemino プリペイドカード」「Lemino プレミアム（バウチャーコードでのご利用）」でのご利用は、割引の対象外となります。
3. 本サービス契約者が、当社が「ひかりTV for docomo」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします）で提供するサービス（以下「ひかりTV for docomo」といいます）の利用に関する契約を締結している場合、当社は、第 11 条に基づく本サービスの初回無料特典の適用期間満了日以降発生する、第 1 項各号に定める料金からそれぞれ月額 220 円（税込）を割引くものとします。
4. 本サービス契約者が、当社が「ひかりTV」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とし、次項において同じとします）で提供するサービスにおいて、「専門チャンネル・ビデオプラン」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします）で提供する契約プラン（以下「ひかりTV 専門チャンネル・ビデオプラン」といいます）の利用に関する契約を締結している場合（ただし、ひかりTV 専門チャンネル・ビデオプランまたはひかりTV 専門チャンネルプランに関する当社所定の無料特典の適用期間中でない場合に限ります）、当社は、第 11 条に基づく本サービスの初回無料特典の適用期間満了日以降発生する、第 1 項各号に定める料金からそれぞれ月額 220 円（税込）を割引くものとします。ただし、当該割引は、2022 年 7 月 1 日以降に、ひかりTV 専門チャンネル・ビデオプランの契約を締結された本サービス契約者に対して適用されるものとします。

5. 本サービス契約者が、当社が「ひかり TV」の名称で提供するサービスにおいて、「ひかり TV 専門チャンネルプラン」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします）で提供する契約プラン（以下「ひかり TV 専門チャンネルプラン」といいます）の利用に関する契約を締結している場合（ただし、ひかり TV 専門チャンネルプランに関する当社所定の無料特典の適用期間中でない場合に限り）、当社は、第 11 条に基づく本サービスの初回無料特典の適用期間満了日以降発生する、第 1 項各号に定める料金からそれぞれ月額 220 円（税込）を割引くものとします。ただし、当該割引は、2022 年 7 月 1 日以降に、ひかり TV 専門チャンネルプランの契約を締結された本サービス契約者に対して適用されるものとします。
6. 本サービス契約者は、第 2 項乃至第 5 項にそれぞれ定めるサービスまたは契約プランに係る複数の契約を同時に締結できる場合がありますが、その場合でも、第 1 項各号に定める料金からそれぞれ割引かれる金額は、月額 220 円（税込）とします。
7. 月の途中で、第 5 条第 4 項もしくは同第 5 項に基づき契約種別の変更が生じた場合または第 2 項乃至第 5 項に基づく割引の適用有無にかかわる各サービスの契約状態に変更が生じた場合、当該変更後の契約種別または契約状態における料金または割引は、当該変更が生じた日が属する月の翌月から適用するものとします。ただし、第 11 条に基づく本サービスの初回無料特典の適用期間中に当該契約種別または契約状態に変更が生じたときは、本サービスの初回無料特典終了日の翌日が含まれる月から当該変更後の契約種別または契約状態の料金または割引を適用するものとします。
8. 本サービス契約者は、本サービス利用料（第 12 条の規定により請求事業者へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもお支払いがない場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
9. 本サービス利用料は、次の各号に定める方法で当社に支払うものとします。
 - (1) ドコモ回線契約者の場合
 - (i) 本サービス利用料は後払いとなります。
 - (ii) 各月の月額利用料は、当該月の FOMA/Xi/5G 契約のご利用料金と併せて、契約約款その他当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。
 - (iii) 本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービス利用料の請求、支払いについては、FOMA/Xi/5G 契約にかかる契約約款の定めを準用します。
 - (2) 非ドコモ回線契約者の場合
 - (i) 本サービス利用料は前払いとなります。
 - (ii) 本サービス利用料は本サービス決済用カードによりお支払いいただきます。

第 11 条（初回無料特典）

1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、本サービス契約者がはじめて本サービス契約をご契約の場合に限り、本サービス契約の成立日から起算して 31 日間（以下「初回無料期間」といいます）の本サービス利用料については、その支払いを要しないものとします（以下「初回無料特典」といいます）。但し、2022 年 4 月 18 日以降に本サービス契約者がはじめて本サービス契約をご契約の場合、初回無料特典は適用されません。なお、初回無料特典の適用中に解約されない場合には、初回無料期間満了日の翌日が属する月より 1 か月分の本サービス利用料がかかります。
2. 前項の規定の適用にあたっては、d アカウント単位で、はじめてのご契約である場合に初回無料特典を適用します。ただし、非ドコモ回線契約者については、初回無料特典が適用されたことのない d アカウントではじめて本サービス契約を申込み場合であっても、過去に初回無料特典が適用されたことのある d アカウントにおいて初回無料特典の適用開始時に届け出がなされた本サービス決済用カードと同一の本サービス決済用カードを届け出た場合、初回無料特典は適用されません。また、前項の規定により初回無料特典が適用される場合であっても、初回無料特典の適用期間中に契約種別の変更を行った場合、初回無料特典はその時点で終了します。
3. FOMA 契約と Xi 契約との間での契約変更がなされた場合は、同一の Xi/FOMA 契約とみなしますが、初回無料特典の適用中に当該契約変更がなされた場合、初回無料特典はその時点で終了します。

第 12 条（請求事業者への債権譲渡）

ドコモ回線契約者である本サービス契約者は、当社が本サービス利用料その他の本サービス契約者に対する債権を、当社が指定する第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社および請求事業者は、本サービス契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 13 条（d ポイント／ドコモポイントの進呈）

1. 本サービス契約者が、当社が定める d ポイントクラブ会員または「ドコモビジネスメンバーズ規約」（以下「ドコモビジネスメンバーズ規約」といいます）に定める会員（以下「ドコモビジネスメンバーズ会員」といいます）の場合、本サービス利用料は、d ポイントクラブ会員規約におけるサービスステージ進呈率対象料金、ドコモビジネスメンバーズ規約におけるポイント提供対象サービス利用金額となり、本サービス契約者に d ポイント（本サービス契約者が d ポイントクラブ会員である場合）またはドコモビジネスポイント（本サービス契約者がドコモビジネスメンバーズ会員である場合）が進呈されます。
2. 前項に基づくほか、当社は、当社が自ら企画する本サービスにおける施策等により、d ポイントクラブ会員である本サービス契約者に対して d ポイントを進呈する場合があります。これらの施策等を実施する場合には、それぞれの内容の詳細は当社の公式ウェブサイト等にて周知します。

3. 本条に定める d ポイントまたはドコモビジネスポイントの進呈および進呈された d ポイントまたはドコモビジネスポイントの利用に関する条件等は、本規約に定める事項を除き、d ポイント会員規約（d ポイント会員の場合）またはドコモビジネスメンバーズ規約（ドコモビジネスメンバーズ会員の場合）の定めに従います。

第 14 条（当社によるお客さま情報の取扱い）

1. 当社は、お客さま情報の取扱いについて、別途当社の定める「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、本サービス契約者は、当社が別に定める「DAZN for docomo/お客さまに関する情報の第三者提供」「DAZN for docomo/お客さま認証に関する情報の第三者提供」「DAZN for docomo/クレジットカード決済に伴う情報の第三者提供」「DAZN for docomo / 債権譲渡に伴う情報の第三者提供」に同意する必要があります。
2. 対象サービス提供者における本サービス契約者に関する情報は、DAZN プライバシーポリシーに基づき取り扱われるものとします。

第 15 条（本サービスの利用停止）

1. 当社は、第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当社の選択により、本サービス契約を解約することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとし、この場合であっても、本サービス契約者は本サービス利用料の支払義務を免れることはできません。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由および停止をする日を当社の公式ウェブサイト上での通知またはその他当社が適当と判断する方法により本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に本サービス契約者に通知または周知せずに、本サービスの全部または一部の提供を中断または停止することができるものとします。
 - (1) 機器、設備またはシステム等の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの運営ができなくなった場合
 - (3) システムの障害等により、本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合
 - (5) 対象サービス提供者等からの申し出があった場合
 - (6) その他当社が運用上または技術上本サービスの提供の中断または停止が必要であると判断した場合

4. 当社は、前項に基づき本サービスの利用または提供を停止または中断した場合であっても、本サービス利用料の減免等を行わず、また当該停止または中断により本サービス契約者に損害が生じた場合であっても、その責任を負いません。
5. 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に本サービス契約者に通知または周知することにより、本サービスの全部または一部の提供を廃止することができるものとします。

第 16 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部または一部を廃止することができるものとし、この場合、当社の公式ウェブサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本サービス契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部または一部を廃止したことにより本サービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 17 条（本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、本サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本サービス契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 18 条（本サービス契約者への通知）

1. 当社は、本サービスに関する本サービス契約者への通知を、次に掲げる方法により行うことができるものとします。
 - (1) 本サービス契約者が FOMA/Xi/5G 契約に関して当社に届け出ている氏名、住所、請求書の送付先等への郵送による通知（ドコモ回線契約者の場合）
 - (2) 本サービス契約者が FOMA/Xi/5G 契約において利用されているメールアドレスへの電子メールによる通知（ドコモ回線契約者の場合）
 - (3) 本サービス契約者の FOMA/Xi/5G 契約にかかる契約回線に対するメッセージ R（リクエスト）または SMS による通知（ドコモ回線契約者の場合）
 - (4) 本サービス契約者の d アカウント等において ID として利用されているメールアドレスまたは予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知

- (5) その他当社が適当と判断した方法による通知
2. 前項各号の方法による本サービス契約者への通知は、当社が特に指定する場合を除き、当社が前項に定める通知を発した日になされたものとみなします。
 3. 当社は、第 1 項各号のほか、当社の公式ウェブサイトへの掲載をもって本サービス契約者への通知に替えることができるものとします。この場合、掲載した日をもって当該通知が本サービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 19 条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本サービスもしくは対象サービス（対象サービスアプリおよび対象コンテンツを含みます）の全部もしくは一部の利用の停止、提供の中断もしくは停止または提供の廃止等、ならびに本規約等の変更、本サービス契約の解約および自動終了等によって本サービス契約者が損害を被った場合でも、責任を負いません。
2. 当社が本サービス契約者に対し損害賠償責任を負う場合であっても、当社が本サービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます）に限られるものとし、かつ、1 か月分の本サービス利用料（本サービス契約者が初回無料特典の適用を受ける場合は、当該初回無料特典適用前の料金とします）相当額を上限として、受領済みの本サービス利用料より当該賠償金相当額を本サービス契約者に返金することにより賠償するものとします。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、本規約において当社を免責し、または責任を制限する規定は適用しません。

第 20 条（変更の届出）

1. 本サービス契約者は、氏名、名称、住所、電話番号その他の本サービスに関する当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がない場合（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社が本サービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出を本サービス契約者に求める場合があり、本サービス契約者はこれに応じるものとします。

第 21 条（残存項）

本サービス契約が終了した後も、第 3 条（本サービスの内容）第 2 項および第 6 項、第 7 条（対象サービスの利用条件等）第 3 項、第 8 条（アカウント情報登録）第 3 項、第 9 条（認証等）第 5 項、第 10 条（本サービス利用料）、第 14 条（当社によるお客さま情報の取扱い）、第 15 条

(本サービスの利用停止) 第 4 項、第 16 条 (本サービスの廃止)、第 19 条 (損害賠償の制限)、本条、第 23 条 (権利、義務の第三者譲渡等の禁止)、第 24 条 (合意管轄) および第 25 条 (準拠法) の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 22 条 (反社会的勢力の排除)

1. 本サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら (法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。) が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者 (以下総称して「暴力団員等」といいます。) であること。
 - (2) 本サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 本サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 本サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本サービス契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 23 条 (権利、義務の第三者譲渡等の禁止)

本サービス契約者は、本サービス契約に基づき、当社に対して有する権利または当社に対して負担する義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、または担保に供してはなりません。

第 24 条（合意管轄）

本サービス契約者と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または当該本サービス契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則（2017 年 2 月 15 日）

本規約は、2017 年 2 月 15 日から実施します。

附則（2020 年 4 月 1 日）

この改定規約は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

附則（2020 年 10 月 1 日）

この改定規約は、2020 年 10 月 1 日から実施します。

附則（2021 年 6 月 1 日）

1. この改定規約は、2021 年 6 月 1 日から実施します。
2. 本規約におけるビジネス d アカウントに関する規定は、当社が別途定めるビジネス d アカウント規約発効日から適用します。
3. 本規約において、ドコモビジネスメンバーズ及びドコモビジネスポイントと表記されている部分は、当社がビジネスプレミアクラブ及びドコモポイントの名称を変更するまでは、ビジネスプレミアクラブ及びドコモポイントと読み替えるものとします。

附則（2022 年 3 月 25 日）

この改定規約は、2022 年 3 月 25 日から実施します。

附則（2022 年 4 月 18 日）

この改定規約は、2022 年 4 月 18 日から実施します。

附則（2022 年 7 月 1 日）

この改定規約は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

附則（2023 年 2 月 14 日）

この改定規約は、2023 年 2 月 14 日から実施します。

附則（2023 年 4 月 12 日）

この改定規約は、2023 年 4 月 12 日から実施します。

附則（2023 年 5 月 26 日）

この改定規約は、2023 年 5 月 26 日から実施します。

附則（2023 年 7 月 1 日）

この改定規約は、2023 年 7 月 1 日から実施します。

附則（2024 年 3 月 1 日）

この改定規約は、2024 年 3 月 1 日から実施します。